

## ■ 週休2日工事の試行導入について（お知らせ）

建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事を試行的に導入します。なお、週休2日工事の試行は、松本市週休2日工事試行要領（以下、要領という。）に基づき実施します。

### ■ 【試行開始時期】

令和4年8月23日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用します。

### ■ 【週休2日工事の概要】

#### 1 用語の定義

##### (1) 週休2日

完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

##### (2) 完全週休2日

対象期間において、土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。

##### (3) 週休2日相当

対象期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

##### (4) 対象期間

工事着手日（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量等をいう。）に着手する日）から工事完成日（片づけを含む現場作業が完了する日）までのうち、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作に限り実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く期間とし、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

##### (5) 現場閉所日

予め定めた休工日のことをいい、1つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事を含め、1日を通していずれの現場作業（現場事務所における作業を含む。）も実施しない日のことをいう。ただし、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う場合は現場閉所とみなす。

##### (6) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいい、現場閉所率が28.5パーセント以上の場合を4週8休以上、25パーセント以上28.5パーセント未満を4週7休以上4週8休未満、21.4パーセント以上25パーセント未満を4週6休以上4週7休未満とする。

#### 2 週休2日工事の種類について

##### (1) 発注者指定型週休2日工事

発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事

##### (2) 施工者希望型週休2日工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議したうえで取組む工事

## ■ 【契約上の取扱い】

---

### 1 試行対象工事について

週休2日工事の試行対象工事については、公告文、特記仕様書等に対象工事である旨及び週休2日工事の種類を記載します。

### 2 工期設定について

週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行います。

### 3 経費補正について

(1) 週休2日工事として発注する案件の予定価格は、週休2日工事の実施を前提として直接工事費及び間接工事費等を補正した額とし、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じます。(要領第6条第2項)

(2) 受注者が週休2日を達成できなかった場合、週休2日の達成度に応じて直接工事費及び間接工事費等を補正し、請負代金額を減額する変更を行います。この場合の補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じます。(要領第6条第9項)

### 4 受注者の取組みについて (要領第5条の一部抜粋)

(1) 施工者希望型週休2日工事で週休2日による施工を希望する場合は、契約締結後から工事着手前までに発注者へ協議を行い、発注者からの承諾をもって週休2日に取り組むこと。(要領第5条第2項)

(2) 工事着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書(様式第3号)を添付し、現場閉所の計画を監督職員へ報告すること。なお、休日取得計画書及び実施書は月単位で提出するものとし、提出期限は、当初月は工事着手日まで、それ以降は月初めの作業開始前までとする。(要領第5条第3項)

(3) 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督職員と協議し承諾を得ること。(要領第5条第5項)

(4) 受注者は、対象期間における現場閉所の履行実績について記載した休日取得計画書及び実施書を工事完了日までに監督職員へ提出すること。(要領第5条第6項)

(5) 受注者は、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示すること。(要領第5条第7項)

### 5 工事成績評定の加点について

週休2日の達成状況に応じて工事成績評定の加点を行います。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行いません。